各都道府県教育委員会担当課 各指定都市教育委員会担售課 各指定都市教育委員会担售課 各指定都市教育委員会担管課 各面分立 大学校 担 当 課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当 課 大学又は高等専門学校を設置する公立学校法人 を設置する各学校設置会社担当課 大学及び高等専門学校を設置する公立学校法人を 設立する各地方公共団体担当課 大学及び高等専門学校を設置する公立学校法人を 設立する各地方公共団体の学校設置会社担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各大学共同利用機関法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習•安全課

新入学生及び成年となる生徒等に対する消費者問題等に関する周知について(依頼)

日頃より消費者教育の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

消費者庁を始めとする関係省庁において、新年度を迎える前に、生活の節目に際しての注意喚起資料を作成しております。<u>進学などに伴い一人暮らしを始める</u>など、新年度は新しい環境で生活を始める学生が多くなる時期であり、<u>様々なトラブルを抱える可能性がある</u>ことから事前に周知をしておくことは重要です。

また、令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたところです。このことにより、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。また、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女とも18歳に統一されたところです。

つきましては、このことについて、別添で紹介する資料等を活用し、都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校(以下、「高等学校等」という。)及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人及び高等学校等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学(短期大学及び大学院を含む。以下、同じ。)及び幼稚園等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学、高等専門学校及び高等学校等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び高等学校等に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、大学におかれては新入学生に対して、高等専門学校及び高等学校等におかれ

てはその所属する生徒に対して周知をお願いします。

また、専修学校を置く国立大学法人におかれては、管下の専修学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、本件について周知いただきますようよろしくお願いします。

【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課 消費者教育推進係

連絡先 03-5253-4111 (内線 3462, 2260)

若年者に対する消費者啓発資料等

【新生活に発生しやすいトラブルや事故等防止のための注意喚起等チラシ】

・新生活スタート応援。2020Ver. (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200318_01.pdf



・安全安心な新生活をスタート!事故を防止するための5つのポイント (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_014/pdf/caution_014_190320_0001.pdf



・ギャンブル等への「のめり込み」にはくれぐれも御注意を(消費者庁ホームページ) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/assets/caution_012_220422_0002.pdf



・災害発生時にあわてないために!消費生活での留意事項例をご紹介 (消費者庁ホームページ)



https://www.caa.go.jp/disaster/pdf/disaster_181105_0001.pdf

【成年年齢引き下げに係るチラシ等】

・「18 歳から大人」特設ページ (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer education/lower the age of adulthood/



・消費者庁「18 歳から大人」Twitter アカウント https://twitter.com/caa_18sai_otona



【若者に発生しやすいトラブルを防止等するための注意喚起等チラシ】

海外事業者をうたうマルチ取引にご注意ください! (消費者庁ホームページ)
 https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer transaction cms203 210623 02.pdf



・友達から怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意!~それってマルチかも!?~キャンペーン (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer transaction cms203 210202 03.pdf



・これって1回限りじゃないの!?通販申込前の確認ポイント (消費者庁ホームページ) https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_200807_05.pdf



美容医療の施術を受ける前にもう一度(消費者庁ホームページ)
 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_0
 02/pdf/consumer_policy_cms102_201127_01.pdf



・タレントモデル契約のトラブルに注意!! (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/assets/consumer_policy_cms104_210604_01.pdf



・若者をターゲットとした悪質な勧誘にご注意を!『必ず儲かる』ことはありません! (消費者庁ホームページ)



 $\underline{https://www.no\text{-}trouble.caa.go.jp/pdf/20180220ac02.pdf}$

・それ詐欺かもしれません!(架空請求) (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/pdf/caution_016_181108_0001.pdf



・若者の心理傾向診断、消費者トラブル事例を紹介した啓発資料
 「<チラシチェックシート>」(消費者庁ホームページ)
 https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/material/pdf/project_001_19032
 9_0001.pdf



・若者の心理傾向診断、消費者トラブル事例を紹介した啓発資料
「漫画啓発資料~消費者トラブル事件簿」(消費者庁ホームページ)
 https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/material/pdf/project_001_19032

 9 0003.pdf



・若者の消費者トラブル 若者向け注意喚起シリーズ
 (独立行政法人国民生活センターホームページ)
 https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

